

(3) 料金の額及びその徴収期間

別紙-3を次のとおり改め、2. 及び別添3を除き、令和元年10月1日から適用する。

別紙3中、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成31年5月10日」を「令和元年5月10日」に、「平成31年8月5日」を「令和元年8月5日」に、「平成31年8月16日」を「令和元年8月16日」に、「平成31年12月30日」を「令和元年12月30日」に、「平成32年1月10日」を「令和2年1月10日」に、「平成32年4月27日」を「令和2年4月27日」に、「平成32年5月8日」を「令和2年5月8日」に改める。

別紙3中、1.(1)②ナのうち、

「普通車」  

		東金
	≈	
稲敷東		1,532.408

」を  
「普通車」  

		東金
	≈	
稲敷東		1,522.728

」に、

「中型車」  

		東金
	≈	
稲敷		2,050.926

」を  
「中型車」  

		東金
	≈	
稲敷		2,040.910

」に改める。

別紙3中、1.(1)③ロを次のとおり改める。

ロ 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間、①イ(ハ)ホ)C(A)に掲げる区間、均一制区間又は②ハ若しくはワに掲げる高速道路のうち、令和元年9月30日以前に供用されている区間について、①イ(ハ)ホ)、①ロ又は②に定める方法により算出した料金の額と、令和元年9月30日時点の料金の額(以下「従前の額」という。)との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.08で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を上限とする。

別紙3中、1.(2)⑧ロのうち、

「

車種	割引額
軽自動車等	930
普通車	1,120
中型車	1,320
大型車	1,750
特大車	2,810

」を  
「

車種	割引額
軽自動車等	960
普通車	1,160
中型車	1,360
大型車	1,810
特大車	2,900

」に改める。

別紙3中、1.(2)⑨ロのうち、

「 軽自動車等

						つくばジャンクション
						≈
					つくばスマート	-
			坂東		-	-
		≈				
	日の出		50		60	-
あきる野	-		100		110	60
八王子西	-		240		240	190
≈						
高尾山	-		350		350	290
≈						
相模原愛川	-		350		350	300
≈						
圏央厚木	-		350		340	290
海老名	50		350		350	300

」を

「 軽自動車等

						つくばジャンクション
						≈
					つくばスマート	-
			坂東		-	-
		≈				
	日の出		60		60	10
あきる野	-		110		110	60
八王子西	-		240		250	190
≈						
高尾山	-		350		360	290
≈						
相模原愛川	-		350		360	300
≈						
圏央厚木	-		350		350	290
海老名	50		350		360	300

」に、

「 普通車

		坂東
	≈	
日の出		10

」を

「 普通車

		坂東
	≈	
日の出		20

」に、

「 普通車

	≈	つくばスマート
海老名		210

」を

「 普通車

	≈	つくばスマート
海老名		220

」に、

「 中型車

		つくばスマート
	～	
海老名		430

」を

「 中型車

		つくばスマート
	～	
海老名		440

」に、

「 大型車

		つくばスマート
	～	
厚木PAスマート		530
圏央厚木		530

」を

「 大型車

		つくばスマート
	～	
厚木PAスマート		540
圏央厚木		540

」に改める。

別紙3中、1.(2)⑩口のうち、

「 常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
谷和原から松尾横芝まで	80	60	30	-	-
谷田部から海老名まで	30	-	-	-	-

」を

「 常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
谷和原から松尾横芝まで	80	60	30	-	-
つくばみらいスマートからつくば中央まで	50	10	-	-	-
つくばみらいスマートからつくば牛久まで	40	20	-	-	-
つくばみらいスマートから牛久阿見まで	30	-	-	-	-
谷田部から海老名まで	30	-	-	-	-

」に、

「 中央自動車道富士吉田線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調布から稲敷まで	210	220	220	140	110
調布から稲敷東まで	240	250	260	190	180
調布から神崎まで	250	260	270	220	180
調布から下総まで	250	260	270	220	180
調布から(主)成田小見川鹿島港線まで	250	260	270	220	180
調布から国道296号まで	250	260	270	220	180
調布から松尾横芝まで	250	260	270	220	180

」を

「 中央自動車道富士吉田線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調布から稲敷まで	210	220	220	140	120
調布から稲敷東まで	240	250	260	190	190
調布から神崎まで	250	260	270	220	190
調布から下総まで	250	260	270	220	190
調布から(主)成田小見川鹿島港線まで	250	260	270	220	190
調布から国道296号まで	250	260	270	220	190
調布から松尾横芝まで	250	260	270	220	190

」に  
改める。

別紙3中、1.(2)⑩ロを次のとおり改める。

ロ 割引額

(イ) 首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）における割引額（単位：円）は次表のとおりとし、当該道路の通行料金に適用する。

軽自動車等

				戸塚
			藤沢	40
		栄	30	10
	公田	20	50	20
釜利谷ジャンクション	10	30	60	40

普通車

				戸塚
			藤沢	50
		栄	40	10
	公田	20	60	30
釜利谷ジャンクション	20	40	80	50

中型車

				戸塚
			藤沢	60
		栄	50	20
	公田	20	60	30
釜利谷ジャンクション	20	40	90	50

大型車

				戸塚
			藤沢	90
		栄	70	20
	公田	30	100	50
釜利谷ジャンクション	30	60	120	80

特大車

				戸塚
			藤沢	140
		栄	110	30
	公田	50	150	80
釜利谷ジャンクション	50	90	210	130

ただし、藤沢インターチェンジにおいて中日本高速道路株式会社が管理する一般国道1号（新湘南バイパス）と連続して通行する場合の割引額（単位：円）は、次表のとおりとする。

軽自動車等

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	60	40	30	—	40

普通車

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	70	60	40	—	60

中型車

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	90	70	40	—	60

大型車

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	120	90	60	—	80

特大車

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	210	160	110	—	140

(イ) 首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）における割引額（単位：円）は次表のとおりとし、当該道路の通行料金に適用する。

軽自動車等

Table showing vehicle specifications for light vehicles, including models like Daihatsu Mira, Suzuki Alto, and Honda Fit. Columns include model name, engine type, transmission, and various performance metrics like top speed and acceleration.

普通車

Table showing vehicle specifications for standard cars, including models like Toyota Camry, Honda Accord, and Nissan Altima. Columns include model name, engine type, transmission, and various performance metrics like top speed and acceleration.





特大車

Table showing toll rates for Special Large Trucks (特大車) across various toll roads and sections. Columns include route names like 山梨道, 中央自動車道, etc., and toll amounts in Yen.

ただし、海老名インターチェンジにおいて第一東海自動車道と連続して通行する場合、又は東金インターチェンジにおいて千葉東金道路のうち東金インターチェンジから千葉東インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合の割引額（単位：円）は、次表のとおりとする。

軽自動車等

Table showing toll rates for Light Trucks and Bicycles (軽自動車等) across various toll roads and sections. Columns include route names and toll amounts.

普通車

Table showing toll rates for Ordinary Cars (普通車) across various toll roads and sections. Columns include route names and toll amounts.

中型車

Table showing toll rates for Medium Trucks (中型車) across various toll roads and sections. Columns include route names and toll amounts.

大型車

Table showing toll rates for Large Trucks (大型車) across various toll roads and sections. Columns include route names and toll amounts.

特大車

Table showing toll rates for Special Large Trucks (特大車) across various toll roads and sections. Columns include route names and toll amounts.

(注) 上記のうち、海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間は、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

別紙3中、2.のうち、「平成72年1月2日」を「令和42年1月14日」に改める。

別紙3中、別添3のうち、

「

岩槻	蓮田	久喜白岡
	スマート	ジャンクション
	7.6	13.6

」を

「

岩槻	蓮田	久喜白岡
	スマート	ジャンクション
	7.6	13.6

ただし、東北縦貫自動車道弘前線（川口ジャンクション・青森間）のインターチェンジ相互区間のキロ呈については、東日本高速道路株式会社が別に定める日から次のとおりとする。

岩槻	蓮田	久喜白岡
	スマート	ジャンクション
	6.4	13.6

」に、

「

北上 江釣子	花巻南
	9.8

」を

「

北上 江釣子	花巻PA	花巻南
	スマート	1.9
	7.9	9.8

」に、

「

山形 上山	山形 中央
	10.4

」を

「

山形 上山	山形PA	山形 中央
	スマート	3.0
	7.4	10.4

」に、

「

谷和原	谷田部
	11.2

」を

「

谷和原	つくばみらい	谷田部
	スマート	7.5
	3.7	11.2

」に、

「

浪江	南相馬
	18.4

」を

「

浪江	小高	南相馬
	スマート	14.0
	4.4	18.4

」に、

「双葉」を「常磐双葉」に改める。